

市原火力発電合同会社「市原火力発電所建設計画
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成27年11月20日
経 済 産 業 省

本日、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、市原火力発電合同会社「市原火力発電所建設計画 計画段階環境配慮書」について、市原火力発電合同会社に対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：千葉県市原市
原動力の種類：汽力（超々臨界圧（USC:Ultra Super Critical））
出 力：約100万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 9月10日
環境大臣意見受理	平成27年11月13日
経済産業大臣意見発出	平成27年11月20日

問い合わせ先：電力安全課 長村、松浦

電話：03-3501-1742（直通）

市原火力発電合同会社「市原火力発電所建設計画
計画段階環境配慮書」に対する意見

(1) 大気環境

事業実施想定区域及びその周辺は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域に指定されている。また、大気汚染物質の環境基準を達成していない地点も存在する、大気環境の改善が必要な地域であることから、大気環境に係る以下の十分な配慮が必要である。

① 事業実施想定区域の周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や住居地域が存在することから、本発電設備の稼働に伴う大気質への環境影響が回避・低減されるよう、煙突高さ及び配置等に関して、大気汚染物質の拡散状況、短期高濃度条件の影響及び景観について十分考慮した適切な環境保全措置を検討すること。

また、事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による石炭火力発電所が環境影響評価手続中であり、大気汚染物質に係る累積的な影響が懸念されることから、今後、可能な限り、環境影響評価図書等の公開情報の収集を行う等、当該石炭火力発電所との重畳を踏まえた予測に必要な情報の収集に努め、必要な調査、予測及び評価を行い、大気環境への影響低減のための適切な環境保全措置を検討すること。

② 水銀の大気排出規制に係る今後の動向を踏まえた、必要な調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置を検討すること。

③ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の予測手法及び対策に係る今後の動向を踏まえた、必要な調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置を検討すること。

(2) 水環境

① 事業実施想定区域の周辺海域は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の指定水域に指定されている。本発電設備の稼働に伴う排水による水環境に係る環境影響が懸念されることから、必要な調査、予測及び評価並びに海域環境への影響低減のための適切な環境保全措置を検討すること。

② 取放水設備、揚炭棧橋等の工事に伴う濁水の発生や底質の拡散等の水環境に係る環境影響が懸念されることから、必要な調査、予測及び評価並びに海域環境への影響低減のための適切な環境保全措置を検討すること。

(3) 温排水

本事業の取放水設備は、既存の発電所の取放水設備が設置されている海域に設置する計画としており、既存の温排水との累積的な影響が懸念されることから、周辺発電所との重畳を踏まえた予測に必要な情報の収集に努め、必要な調査、予測及び評価を行い、動植物への影響低減のための適切な環境保全措置を検討すること。

(4) 廃棄物等

本発電設備の稼働に伴い発生する石炭灰について、「セメント原材料等として全量有効利用する計画」であることに鑑み、将来にわたり膨大な量となることから、セメント原材料等として適切な有効利用が図られるよう、稼働期間における継続的な有効利用方法及び利用先の確保に努めること。

なお、平成27年7月17日に35社により策定し、公表された「自主的枠組みの概要」等に関して、「日本の約束草案」及びエネルギーミックスの達成に向け、エネルギー政策の検討も踏まえた国の地球温暖化対策の目標・計画の策定と併せて、早急に自主的枠組みの目標の実現のための具体的な仕組みやルールづくり等が行われるよう努めること。

以上